

## 青森市営共同牧野及び青森市八甲田憩いの牧場の管理体制について

### 1 指定管理者の募集結果

青森市営共同牧野及び青森市八甲田憩いの牧場の指定管理者については、二つの施設をグルーピングし令和7年8月に募集したが、現地説明会への参加事業者は一者あったものの、その後、問い合わせがなく、応募がなかった。このため、現在の指定管理者の意見やこれまでの決算等の状況を踏まえ、人件費など指定管理料基準額を見直し、同年10月に再募集したが、応募はなかった。

これらの結果を受け、当該施設の利用に影響が生じないよう、令和8年度から市直営と管理業務委託の組み合わせにより施設管理・運営する方向で、管理体制の見直しや関連予算などについて、関係部局と協議してきた。

※現行の管理体制

施設名称	指定管理者	指定期間	利用料金制
市営共同牧野	青森農業協同組合	R3.4.1～R8.3.31	－
八甲田憩いの牧場	一財)青森市文化観光振興財団	R5.4.1～R8.3.31	一部利用料金制

### 2 令和8年度以降の管理体制

- 当該施設の使用許可や使用料の徴収、維持修繕等に係る業務は、施設を所管する農林水産部農業振興センターが行う。
- 施設管理など委託可能な業務は、施設ごとに外部へ委託する。

### 3 令和8年度以降の施設運営

#### (1) 市営共同牧野

##### ○ 放牧実施期間【変更なし】

5月上旬から11月中旬まで

※市長が天候の不順その他必要があると認めるときは、変更することができる。

近年は5月下旬から10月中旬で実施。

#### (2) 八甲田憩いの牧場

##### ○ 施設の利用期間及び利用時間【変更なし】

4月から11月まで／午前9時から午後5時まで

※市長が特に必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休業することがある。

近年、期間は4月16日から11月15日、時間は午前9時から午後5時で実施。

##### ○ レストハウス【変更】

レストラン営業は休止し、来場者の休憩・飲食スペースとして利用する。

##### ○ パターゴルフ場【変更】

人工芝の劣化が著しいため、利用を休止する。

### 4 周知について

市ホームページや施設内における掲示のほか、市営共同牧野の利用者には個別に周知する予定。